

野田市告示第248号

野田市マンション管理計画認定制度実施要綱（令和5年野田市告示第60号）の施行に関し必要な様式のひな型のうち、次の様式を別紙のとおり改め、令和7年1月28日から適用する。

- 1 マンション管理計画を認定しない旨の通知書
- 2 報告書
- 3 改善命令書
- 4 認定管理計画の認定取消通知書

令和7年1月24日

野田市長 鈴木 有

様

第
年
月
日

野田市長 (印)

マンション管理計画を認定しない旨の通知書

下記の申請に係るマンション管理計画は、下記の理由によりマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14に規定する基準に適合しないため、同条の規定に基づき認定しないことを通知します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 申請に係るマンションの所在地

3 理由

(教示)

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

報 告 書

年 月 日

(宛先)野田市長

認定管理者等 住所
氏名
電話番号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の18の規定に基づき、管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求められたため、下記のとおり報告します。

記

1 認定コード 第 号

2 認定年月日 年 月 日

3 認定に係るマンションの所在地

4 報告の内容

(注意)

- 1 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 野田市より報告の内容について問合せを行う場合がありますので、電話番号を記入してください。
- 3 報告の内容に関する必要な書類を添付してください。

様

第
年
月
日

野田市長

(印)

改 善 命 令 書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の19の規定に基づき、下記のとおり改善の措置を命じます。

記

1 改善の措置を命ずるマンション

(1)認定コード 第 号

(2)認定年月日 年 月 日

(3)認定に係るマンションの所在地

2 改善処置の内容

3 改善の期限

(教示)

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第
年
月
日
号

様

野田市長

(印)

認定管理計画の認定取消通知書

下記の認定管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の20第1項の規定により認定を取消しましたので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 認定コード 第 号

2 認定年月日 年 月 日

3 認定に係るマンションの所在地

4 理由

(教示)

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。